

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則および秋田市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月6日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第3号

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則および秋田市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

(秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年秋田市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第8条の2中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項」を「第22条の4第1項」に、「もの」を「職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第10条第1項各号および第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第10条の2中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第10条の4中「掲げる率」を「定める率」に改め、同条第1号および第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(秋田市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第2条 秋田市職員の退職管理に関する規則(平成28年秋田市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第22条第2号中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年秋田市条例第35号)附則第8項に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)のうち、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)は、第1条の規定による改正後の秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(以下「新勤務時間規則」という。)第8条の2に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間規則の規定を適用する。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員に対する新勤務時間規則第10条の2の規定の適用については、同条中「地方公務員法第22条の4第1項」とあるのは、「秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年秋田市条例第35号)附則第10項又は附則第11項」とする。
(秋田市職員の退職管理に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 4 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員(改正法による改正後の地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。)とみなして、第2条の規定による改正後の秋田市職員の退職管理に関する規則(以下「新退職管理規則」という。)第22条第2号の規定を適用する。この場合において、同号中「法第22条の4第1項」とあるのは、「秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年秋田市条例第35号)附則第5項、附則第6項、附則第10項又は附則第11項」とする。
- 5 この規則の施行前に、改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合における新退職管理規則第22条の規定の適用については、なお従前の例に

よる。